

「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める 公文書管理課長通知」の一部改正案について(概要)

令和4年11月
内閣府公文書監察室
公文書管理課

1. 背景

令和3年12月22日、デジタル臨時行政調査会(会長:内閣総理大臣)において策定された、全ての改革に通底する「デジタル原則」に基づき、国が定める法律、政省令、通知・通達、ガイドラインや独立行政法人等が定める規律について、点検・見直しが行われている。その中で、同調査会より、実地で行われる監査・調査等について、デジタル技術を活用した対応も可能とすることを明確化するように求められているところである。

内閣府が公文書管理法第9条第3項に基づき行う実地調査についても対応が求められており、公文書管理課長通知を改正し、デジタル技術を活用した調査を行うことができることを明確化する。

2. 改正内容

「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知」の「1-7 行政文書の管理に関する点検・監査等について」に、以下の内容を加える。

4. 実地調査

- ① 内閣府は、第三者的観点から、法第9条第3項に基づき、文書管理上の問題発生時や、制度運営上、特定の行政文書の取扱いについて検討の必要が生じたときなどに、報告や関係資料の提出を求め、又は、実地調査をすることができる。その際、現場の状態等についてデジタル技術を活用しながら調査を行う場合がある。

3. 今後の対応

実地調査や監査の実施に当たっては、当該業務の趣旨、活用できるデジタル技術の状況等を踏まえ、効果的かつ適切な方法で行う。